

利用いたしまして、できる限りの指導を加えていきたい、かように考えております。

○村山道雄君 次に、今回、期末手当の〇・一カ月分の引き上げがあったわけでございます。で、人事院におきましては、期末手当につきましては、まあ例年引き上げの勧告が行なわれていたわけでございますが、一面同時に支給されます勤勉手当につきましては、最近引き上げの勧告が全然なかったように承知をいたしておるのであります。で、この点につきましては、期末手当のみについての勧告が行なわれて、勤勉手当の引き上げについての勧告が最近全然行われておらないということにつきまして、どういふ理由に基づいておられますのか、その点を人事院の当局にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瀬本忠男君) ただいまの点でございますが、人事院は、このいわゆる夏期及び年末に支給されます特別給につきまして、期末手当、勤勉手当というものをいわずに勧告をいたした場合もあるものであります。で、このときには、政府側におかれまして、これは期末手当とすることが適当であるという御判断で、法律案となつて出ますときには、期末手当ということになつて出ております。その後二回、人事院はこのいわゆる特別給の勧告をいたします際に、期末手当だけを出したのでございまして、これは非常にわずかな率でございまして、それからこの勤勉手当の方になりますと、原則として成績を加味することになるのであります。夏期と年末との割合というものが、これが夏期は〇・二五、年末が〇・五というように、ちょうど一年

間の成績を見ます場合に、同様にできるように、すなわち夏期〇・二五は六カ月間の成績を見、それから年末の〇・五は、そのうち半分の〇・二五が六カ月間を見まして、それからあと〇・二五は一年間を見る、こういうことでやつておるわけでございますが、〇・一というように加えて参りますと、この関係がこれであるというふうな技術的問題もあつたわけでございます。一般的要望をいたしまして、このごくわずかな増額をいたします場合に、むしろ期末手当をやめてもらいたいという要望があつたことも事実でございます。ところで、今後どうするかという点であります。やはり公務員の給与というものは、これは成績主義によつておるわけでございます。で、期末、勤勉手当両者は、それぞれその目的を持っておるわけでございます。従ひまして、これをどのよう

に生かしていくかという問題は今後の問題にならうかと思ひます。問題は、これは民間のいわゆるボーナスを直ちに公務員の特別給とするわけにいかない事情もございまして、今後十分研究を重ねていきたいと思ひます。

○村山道雄君 今の人事院の御説明は、一応了承できるのであります。が、それに関連をいたしまして、総理府の担当の方に御質問いたしたいのであります。現在の勤勉手当の支給の実情を見ますと、ほとんど期末手当と同じように、突つ込んで勤務の成績に必ずというのでなくて、勤務日数に必ず一律に支給されるというふうな実情になつておる、そのように私は承知をいたしておるのであります。

が、ただいまも人事院の当局から御説明がありまして、勤勉手当というもので期末手当と区別をして支給するといふ以上は、勤務成績の優劣による差がついてしかるべきではないかと考へるのであります。で、趣旨はそういうものであるということであらうと思ひますけれども、現在の実情がさうになつておらないと考へるのであります。で、政府はそのような意味におきまして、この勤勉手当という制度を勤務成績の優劣によつて支給をするというふうな、本来の趣旨に基づいてこれを有効に活用していくというふうな考へがございまして、この点をお伺いしたいのであります。

○政府委員(増子正宏君) ただいまの御質問の点でございますが、勤勉手当は、御指摘のように、それから先ほど人事院の給与局長から御説明がありまして、勤勉成績に応じて支給するということになつておる、また、その勤務成績の考慮の仕方は、法律に従つて定める割合を乗ずるということになつておるわけでございますが、人事院の定めおる基準というものは、現在人事院から出されております通達に示されておるわけでございます。それは御承知かと思ひますが、いわゆる期間率、出勤の状況に応じた期間率とそれから成績率双方をかねあわせるといふことになつておるわけでございます。出勤率の方はいわばまあ勤務の状況といひますか、そういう点が、それで一定形式ではあります。つかめ

るわけでございます。なお成績率の方は、一定の比率は通達に示されておるわけでございますが、その成績そのものの判定の基準というものは必ずしも現在明確になつておるわけではございません。で、それは各省庁の支給当局、任命権者の判断にまかされておるわけでございます。従ひまして省庁によりましては一定の基準を設けておる。いわゆる御指摘のような成績率を十分加味してやつておることもございまして、私どもの承知しておる、そういう方式をやつておられるようでございます。それから調達庁等におきまして、そういうことを伺つておるわけでございます。一般的にはその成績率の差等を設ける、あるいはそういう実際の算定を行なうということがきつめて困難といひますか、そういう事情によりまして、結果的には各人とも大した差のないという形になつておるわけでございます。これは御指摘のように十分本来の趣旨を生かすべきではあります。現在の状態におきまして、それではどういふふうにするべきかということを一

律にきめてしまふことは、困難であるようにも思われるわけでございます。しかし、制度の本来の趣旨からいいますと、御指摘のような点は今後実施の面で十分生かしていくべきであります。また、そのために必要な方針といひますか、運用方針のようなものはさうに引き続き人事院当局からも研究の結果を見せていただきまして、その運用に遺憾のないようにしていきたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

○村山道雄君 ただいまの御答弁を承するわけでございますが、勤勉手当というものを期末手当と区別をして支給をしておられるという趣旨から申

しまして、ただいまお答えがありましたように、その趣旨をできるだけ生かして、困難ではありましようけれども、勤勉手当については勤務成績の判定といたしまして、十分科学的な標準等をも設けられまして、これを活用されるように希望をいたす次第であります。

次に、研究職員の給与が医師の給与と同様に今年有利に改正されたのでございまして、大体一号俸程度有利になつておるようでございます。しかし、これだけでは十分改善をされたというところがないかと思ひます。で、政府と人事院の当局の御意向を伺つてみたいのであります。官民の職種別の給与の較差を調べてみましても、研究職員は民間の給与に比べて二七・六〇低いことになつておるのであります。今回の措置によりまして七〇程度改善されたといひましても、なおその差は二〇〇程度に上るのであります。相当な差はなほだしいものがあるかと考へられるのであります。教員の方の給与が民間に比べてかえつて上回つておるものと比較いたしますと、研究職員につきましては、もつと大幅に改善されてしかるべきであると思ひます。この点人事院並びに総理府当局の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瀬本忠男君) ただいま御指摘のように、昨年の人事院の勧告、それが今回法案になつて出ております。これは、一般の行政職に比べて一号程度高く給与の改善をいたした次第であります。まあ、昨年度の勧告時におきましていろいろ考へたのでございまして、

たまたま、ただいまお答えがありましたように、その趣旨をできるだけ生かして、困難ではありましようけれども、勤勉手当については勤務成績の判定といたしまして、十分科学的な標準等をも設けられまして、これを活用されるように希望をいたす次第であります。

るが、やはり公務員全体のバランスを考へるといふような必要もございします。また、ただいま御指摘の、われわれは大学の教授の給与を私立大学の教授の給与と比較することは適當と思ひます。けれども、やはり民間の私立大学の教授の給与を調べてみますと、よほど低い状態が出ています。しかし、これを下げるわけにはもちろんなかいないのであります。同様に研究職につきましても、較差だけ直ちに上げるといふことは、公務員部内の事情として非常にむづかしい次第でございします。しかし、昨年は精一ぱいのことをやつたつもりでありますけれども、御指摘のように科学技術振興の立場から考へまして、非常に不十分のものであるといふように考へておりました。その後われわれは各種の資料につきまして研究をいたしておるのでございまして、今後とも研究職あるいは医療職、大学の先生それ自体も民間の給与との比較にもかかわらず、やはり低いという問題があるようでございます。そういう問題を一そう詳しく研究いたしまして、できるだけ適切な処置がとり得るようになつて努力いたしたいと思つた次第であります。

○政府委員(増子正宏君) 各職種の較差につきましては、御指摘のような問題はございします。また人事院当局よりたゞいま御答弁があつたような状況でございます。結局職種の比較の仕方につきましては、実はいろいろと考へ方、あるいは方法の問題があるのかと思つております。従ひまして私どももいたしまして現在のやり方で、あるいは現在の結果がそのまま必ずしも受當だといふふうには考へていない

わけでございますけれども、民間の同一職種の較差の問題もございします。公務員内部における各職種のバランスという問題もあるわけでございます。それらの点を考慮いたしまして、まず、現段階における措置として、人事院の勧告の内容をまずまずこの程度のもので採用せざるを得ないといふのが現状でございします。今後問題につきましては、政府としましては人事院にも要望いたしておるわけでございます。

○村山道雄君 ただいまの御答弁で大体了承いたしましたのであります。この委員会におきまして、この国会で原子力委員会の設置法の一部改正案の審議をいたしましたときに、科学技術者の養成とその待遇改善について特に政府の善処を促し、附帯決議を行つたのでございします。またそのときに、中曾根科学技術庁長官も、この委員会におきまして、科学技術者の待遇を科学技術振興の前提要件と考へるという趣旨を明らかにされ、特に科学技術関係の大学教授の給与改善について人事院總裁に自分自身は要望をするという発言をされておるのでございします。この科学技術関係の大学教授の他の人たちの給与改善の問題につきまして、われわれの決議、また、中曾根長官の意向等をお受けになつて、人事院においてどういふふうにお考へになつておられますか、重ねてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの問題につきましては、中曾根科学技術庁長官がわざわざ人事院にお見えになりまして總裁に会見されて、非常に強

い御要望がございました。で、その結果、まあそれだけではございせん、われわれとしても、科学技術振興対策の問題もございします。そのほか、お医者さんの給与、それから、ただいま大学教育のお話もありましたが、そういう問題を一切含めて研究を、もちろんしてつたのでございします。重ねて總裁からこゝろいふ問題について十分研究をするように命じられておる次第でございします。

○村山道雄君 この法案によりまして、暫定手当の整理を含みます地域給に關しまして、人事院に調査研究する権限が与えられておるのでございします。そこで、この問題につきまして人事院の当局のお考へを二、三お伺いいたしたいのであります。三、お伺いいたしまして、地域給といふものを、わが国の給与制度上どうしても必要なものであると考へておられるのか。それと、これはなくしてしまつた方がいゝと考へておられるのかということでございます。ただいまあります暫定手当を改めまして、都市手当といふよりなものを設けるといふ考へも一部にあるようであります。が、人事院として暫定手当にかわる何らかの手当を設けることがよいとお考へになつておるか、あるいは、そういうものは要らなといふふうにお考へになつておられますか。その基本的なお考へ方が大体定まれば、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま法案が御審議中でございまして、これが通りますれば、もちろん人事院に地域給、暫定手当を含めましてこの問題を

研究する責務が明確に与えられるわけでございます。で、人事院にいたしましては、この地域給と申しますか、特に地域給と言わずに、いわゆる給与の地域差といふものをどういふふうにお考へておるかということにつきまして申し上げてみますと、まず公務員の給与は、民間の給与といふものを考へなければならぬ。それから生計費といふものを考へなければならぬ。そのほか、人事院が適當と考へるような要素を導入いたしまして公務員の給与をきめる。これは公務員法の建前でございます。ところで、民間の給与を考へる場合に、それはどういふふうにお考へたらいいか。全国平均で考へることが適當であるかどうかという問題があるかと思ひます。ところが、現実には労働省あたりの統計で見まします。また、人事院が直接やつておられる統計で見まします。現実の給与の地域差といふものは、相当程度存在しておるのでございします。で、給与を公平に分配するといふことが建前であらうと思ふのであります。その際に給与と申しますか、そういうものが各地域においてまあ大体同様であるといふことが一つの考へ方であらうかと、このように思ふのであります。ところが、公務員におきましては、公務員は公務の都合で、いつ、どの土地に勤務を命ぜられるかわからない、移動性が非常にあるわけでありまして、その人事管理の運用面から申しますと、地域が、勤務地の異なることによりまして給与が担当差等があるといふことは、實際上、人事管理上の問題として非

常にむづかしい問題があります。従ひまして、その間の調節をとつて給与をきめるということが必要であらうかと思ふのであります。

それでは、現在の暫定手当を廃止してしまつて、その後において、もうそういうものは考へないのはいいかどうかという問題でございしますが、それは直ちに今の問題と引つかかつて参るわけでありまして、また、都市手当、これも考へる上によつては、一種の地域差に対する給与でございします。が、そういうものを考へた方がいゝのかどうか、技術的に問題をどのように処理していったのが一番工合がいいか。これは申し上げるまでもなく、從來必要は一方において認められながら、その運用におきまして、ずいぶん混乱を生じた問題でございします。で、今後どのようにこの問題に対処していくかといふことにつきましては、十分研究の上で行ないたい。ただ、これを全廃するといふことが、いわゆる地域差に基づく給与の取り扱いを全然考慮しないといふことが必ずしも適當でないように現在考へております。

○村山道雄君 御答弁にありましたように、非常にむづかしい問題でありますので、十分調査、御研究をいたしたいのであります。が、人事院はこの問題の調査研究を大体いつごろ終了をされて、いつごろその勧告をなされるお考へであるか、その点をお見込みをお伺いしておきたいと存じます。

○政府委員(瀧本忠男君) すでに地域給が暫定手当に切りかえられましたのが、昭和三十三年のことでございます。まあそのときから、この地域給につ

現業との均衡があげられているのでございしますが、そのことが言えるとするれば、同じ理由からいたしまして、薪炭手当を引き上げる時期に、すでに到達しておるのではないかと考えられるのであります。また、寒冷地手当につきましても昭和二十六年以降今日まで九年間同じ支給率になっておるんであります。この率は現在におきましては、各地からは是正されたい旨の陳情が出ておる次第でございます。これらの点につきまして至急これを改める御意向があるかどうかについての御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤朝生君) お答えいたします。石炭手当、薪炭手当につきましては、その増額の御要求が関係各地方から出ておることは御承知の通りでございます。今回政府から提出いたしました案におきまして、石炭手当の増額だけいたしましたのは、石炭手当につきましてはただいまお話の通り三公社五現業におきまして、北海道におきましてすでに増額を見ておりまして、またこの前の国会におきまして、参議院におきまして議員提出の法律案も出ましたので、その点も勘案いたしまして、石炭手当につきましてはその増額の法律案を出したわけでございます。薪炭手当につきましてはいろいろ検討いたしましてこれを増額すべきであるというふうに考えましたけれども、まだその検討がよく終わらせませんし、また、今後この法律案によりまして、人事院におきまして調査研究していただきまして、その薪炭手当増額につきまして適切な勧告をすることを期待いた

しまして、このような法案にいたした次第でございます。

○村山道雄君 この問題につきまして、衆議院の内閣委員会におきまして、その不合理な点を改めるために、昭和三十六年度から改正措置が講ぜられるべきであるという附帯決議をいたしておるのではありませんか。これにつきまして、人事院は勧告をする権限を持たれることになるわけでございますが、人事院はこの三十六年度より改正措置をとるというところが、衆議院の内閣委員会における附帯決議のように行なわれるように、早急にその調査及び勧告を実施される御決意があらうなるのであつて、その点につきましての人事院当局の御意向をお伺いしたいのであります。

○政府委員(澤本忠男君) 衆議院の内閣委員会におきまして、ただいま御指摘のような附帯決議がついたことをわれわれ承知いたしております。で、これはこの法律が通りまして、そういう附帯決議が通りますならば、人事院といたしましては、十分この法律の趣旨並びに国会の御意向を尊重いたしまして、できるだけ御期待に沿えるように努力いたしたいと思つております。

○村山道雄君 なお、これは当然そうされることと思つておりますが、人事院からその勧告が行なわれなかった場合に、総理府におかれましては、衆議院の内閣委員会における附帯決議のごとく、昭和三十六年度より改正実施をするというところについての、十分の御決意を持っておられるかどうか、この点をお伺いいたしたいと存じます。

○政府委員(佐藤朝生君) 人事院から薪炭手当につきまして勧告が出ました

ならば、財源その他を考慮いたしまして、昭和三十六年度から実現に努力する所存でございます。

○村山道雄君 十分人事院及び総理府の当局におかれまして、また大蔵当局におかれまして、この衆議院内閣委員会の決議の趣旨を御尊重になつて、昭和三十六年度から実施をされますように強く要望をいたしておきたいと存じます。

次に、多少こまかい問題になるわけでございますが、この石炭手当の支給の地域区分につきまして、三十一国会におきまして、参議院で修正可決をいたしました次第でございますが、その改正案におきまして、今回の案と違つておりますのは、北海道の檜山支庁の大成村と奥尻村が乙地になつていたのでございしますが、今回の案ではこの大成、奥尻二村が丙地になつておるのであります。これはどういふ理由に基づいて前回の参議院の修正案がこのたび変わつて出て参つたか、その理由をお伺いいたしたいと存じます。

○政府委員(増子正宏君) 御指摘の大成村、奥尻村につきましては、お話のように今回の案におきましては丙地といたしておるわけでございますが、大

体各地域につきましてはその区分を定める基準というものがつきましては、気象条件等におきまして明確に、すなわち厳然と区別し得るというものは実は非常に困難な点でございます。従いまして、公法あるいは現業等におきまして、それぞれ地域を定めておるのでございしますが、必ずしもこれは一致いたしてないのをごさいます。従いまして、今回の案におきまして、政府といたしましてはいろいろこの問

題を検討したわけでございますが、一応制度的にその基準とすべきものとしたしましては、研究の結果、地方交付金の交付金の額の算定に關します基準が総理府令で定められておりますが、その総理府令の中にありますいわゆる寒冷地による補正の基準をよりどころとしてつたわけでございます。この基準によりまして、御指摘の二つの村は北海道の地域におきましては、いわば一番寒冷度の補正の度合いの少ない二級地に属しておるわけでございます。従いまして、北海道の地域を甲、乙、丙の三区分にいたします場合に、その点からいまして、いわゆる一番寒冷度の少ない地域であります丙地とするのが妥当であらうというところに基づいたわけでございます。

なお、この地域の決定につきましては、それぞれ各関係の町村におきましていろいろ御意見のあるところでございます。従いまして、この案の決定までには北海道におけるそれぞれ関係団体の御意見を十分徴しまして、細目の点につきましては多少の御意見があるにしまして、全体としてこれで適當であるというふうに御賛同を得ましたので、今回の案といたしたわけでございます。

○村山道雄君 人事院の任用局長に、人事院の採用試験について関連してお伺いしておきたいのであります。が、人事院で行なつておられます上級公務員試験に合格された人たちのうちで、現実に公務員になつた人と公務員にならないうふりになつておられるか、お伺いいたしたいのであります。

○政府委員(飯田良一君) 数字で申し上げますと、昭和三十四年度でございますが、名簿に載つた者、つまり上級試験の合格者でございますが、千五百九十六名、約千六百名でございます。そのうち、官庁に採用される者が六百八十九名、約七百名というところになっております。これは三十四年度について申し上げますが、大体この数年、このようになつております。つまり約半数程度というふうになつております。

○村山道雄君 続いてお伺いいたしたいと思つておりますのは、本年度から採用試験に、上級試験を、甲種と乙種の二つに分けられておるが、これはどういふ理由に基づくものであります。か、お伺いいたしたいのであります。

○政府委員(飯田良一君) 従来人事院がやっておりました試験で、一般的に採用試験として、初級、中級、上級とあるわけでありまして、初、中級というものは八等級でございます。従来の上級が七等級、これはもつとも行政職の一の俸給表で申し上げます。ほかはそれに準ずるわけでありまして、七等級というところであります。係員を採用する窓口、取り入れ口ということで構成して参つております。最近その係員に對する等級をいたしまして、一級上位の六等級に分布するといふ現象がございします。従いまして、一等級上位の六等級までを對象官職すなわち、採用試験として六、七、八とやるのが、まあ整うことになるわけでございます。今回行ないます上級試験の甲種と申しますのは、かような意味合いで、行一で言いますと六等級を對象

官職とする。で、乙というのが従来の上級に相当しまして、七等級を対象官職としておる。かようになつて参るわけでありませう。先ほどの御質問の、直接は関連しないのでありますが、数字的にもっと分析いたしてみますと、従来、名簿登載者、つまり合格者のうちで、半数程度役所に参つておるわけでありまして、上位の合格者の役所に参る事というのが、最近やや低下しておるという現象がございます。絶対数としては確保しているわけでございますが、質の点から見まして、上位の合格者が、まあいわば低減するという関係が、これはいろいろな科目によつて、つまり試験の区分によつて異なるわけでございますが、ややそういう傾向が顕著になつて参るといふことは言えると思ひます。優秀な人材を確保するという意味合いにおきまして、一等級上位の六等級能力の実証が済んだ者という者は、六等級に採用されるという形になりまして、やや責任も重い、それから高度の能力が発揮できるというふうな関係の役職につけるといふことによりまして、官庁に対して優秀な職員を吸引する一助にもなろうかということになります。

問題で申し上げますと、同じ公務員の、いわば係員、上級係員程度の仕事でありまして、知識の範囲というものの関ししまして、特別に従来の上級の範囲と異なる必要はないと存じます。もつと端的に申しますと、たとえば大学院卒業程度というふうに甲種をいたしまして、いわば狭く深くというふうな知識をためすことは、公務員としてはまあ一般的には必要ないという見地におきまして、出題の範囲という問題は、これは従来の上級と異ならない。つまり甲、乙が今回の場合も同じ範囲ということになると思ひます。問題は、その知識の身につけ方といふことが、消化、应用能力の問題、特にその専門的な知識の社会的な、まあ社会事象と申しますか、そういう問題との結びつきとか、関連、まあ常識的にいひまして、視野が広いというふうな見地が、やはり一つ上の、上級の段階では必要であらうという見地から、専門試験のほかに、総合試験、これはやはり筆記で行なうのでありますが、そういう特別な試験を加へまして、専門試験、並びにその総合試験の合格者ということによりまして、甲種の合格を判定する。乙種は従来通りの、まあ教養のほかに、専門的な分野の試験、かように分けておるわけでありませう。それから、従来の上級試験合格者とのつり合いの問題でありますが、今回の甲種の試験といふものは、従来の上級試験とは、いわば一格上の試験でありまして、試験の性格と申しますか、性格自体は、いわゆる資格試験とか、幹部候補試験とかというふうな意味ではないわけでありませう。とにかく高度の能力をためす試験であるということになるわけでありませう。

で、従ひまして従来とは別であるといふことが、一応理論的には言えるわけでありませう。ただ、昨年、あるいは昨年の上級合格者というもののうちにも、もしことしと同じように、一級上位の試験があつたらば、当然受験すれば合格したりし、べかりしというふうな能力を持つておる人もあるわけございまして、ここに新しい制度ができて断層が生じると、その断層をそのまゝほうつておくというわけにはいかない点もあるわけございませう。その意味におきまして、今回の甲種試験の合格者、これは六等級に直ちに任用して給与を与えていひわけでありませうが、これは試験公告にもはつきり断つてございませうけれども、初任給与といたしましては、一等級下の七等級二号とするといふことにはいたしまして、直ちに六等級の給与は与えないといふことを配慮もいたしておりました。その他の配慮によりまして、実質的に見まして、一年先輩を追いつき、少なくとも追いつくというふうな状態になることは、実質上の均衡から言つて面白くないと思ひまして、その配慮はいたす予定になつております。

○村山道雄君 なお、私は給与負担当国務大臣、大蔵大臣、人事院総裁等にお伺ひしたい基本的な問題があるのをごさいます。本日のお見えになつておられますので、本日の私の質問はこれで打ち切りしたいと思います。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記とめて。

○委員長(中野文門君) 速記起こし

○下村定君 防衛庁職員給与の一部改正につきまして、防衛庁当局にお伺ひしたいのでありますが、きょういただきましたこの資料の付表で、幹部自衛官の俸給月額比較表というものを見ますと、尉官の待遇におきまして、三尉にあつては四号俸、それから二尉にあつては五号俸、それから一尉においては四号俸、それに達しますと、一階級上の、一番少ない給与と同じようになるといふようになっております。そこで、お伺ひしたいのは、第一に、三尉から三佐になるまでに平均勤務年限はどのくらいになっておりますか。それからもう一つは今申しました階級差によつて、ある階級に任官しましてから一階級上級の一番低い給与に達するまでにどのくらい年限がかかるか、このことをまずお伺ひいたしたい。

○説明員(山本明君) 三尉から二尉に上りますには、一応その三尉に在職しておられます期間を二年要しますれば二尉に上れる。それから二尉から一尉に上りますにつきましては三年の期間を、二尉に三年おられますれば一尉に上れる。それから一尉から三佐に上りますにつきましては五年勤務いたしますれば三佐に上れる、こういう格好になります。一応総理府令によりましてその期間を設けてございます。従ひましてこの期間を順調に進んだ、もし進むならば三尉になりまして十年たちまして三佐になれるという格好になつて参ると思ひますが、そのクラスによりまして下位の者が上級に上るといふ場合におきましては、今申しましたものを一応最低の基準といたしましての期間でございませうから、現実には、後ほどまた御要求がございませうれば資料も差し上げたいと存じますが、大体この五割方の期間の延びによりまして上級に上つていくというふうな格好になつて参りまして、漸次増勢段階がとまつて参りましたものですから、この昇給は若干延びつつあるというのが実情でございませう。

○下村定君 次にお伺ひしたいと思ひますのは、この尉官、士曹ですか、これにつきましては独身者とそれから家族を持つておる者との比率、これは大体現在においてどういふことになつてゐるか。

○説明員(山本明君) 私ちよつと今資料を持つておりませんものでございませうが、後ほど直ちにその資料を提出したいと思つております。

○下村定君 最後にお伺ひいたしたいが、これは今回の改正には直接関係のない事項と思ひますが、参考のためにお伺ひしたいと思ひます。それはこの幹部自衛官の尉官クラスは、現在のところ教育のために三カ月とか一年とかいつて相当の期間にわたつて、学校に派遣せられることが非常に多い。その際に家族を持つておる者に対しては、旅費以外に何か手当がおりますか。これは私が知らないのにお伺ひするので、その点一つ。それは家族と別居する関係。

○説明員(山本明君) 尉官の方々のいうのは、それぞれ学校に入ります場合におきましては、これは家族と別居して二カ月ないし三カ月間学校で勉強するわけでございます。それに對しましては、制度上これらの方々に今御指摘になりました旅費以外にですね、特別

な手当を支給するという制度は考えて
ございせん。

○下村定君 これで私の質問を終わら
す。

○委員長(中野文門君) 他に御発言も
なければ、四案に対する質疑は本日は
この程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時五分散会

五月十九日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、連合国占領軍等の行為による被
害者等に対する給付金の支給に関
する法律案(衆)

連合国占領軍等の行為による被害
者等に対する給付金の支給に関す
る法律案

連合国占領軍等の行為による被
害者等に対する給付金の支給に
関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 給付金の種類及び支給

(第八条―第十八条)

第三章 不服の申立て(第十九条

―第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条―第三

十条)

附則

別表

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、連合国占領軍
等の行為により死亡し、又は身体
に損害を受けた者及びこれらの者
の遺族に対する給付金の支給に関

して定めるものとする。

第二条 この法律で「連合国占領軍
等の行為」とは、昭和二十年九月

二日から昭和二十七年四月二十七
日までの間の本邦(政令で定める

地域を除く。)内における連合国
の軍隊若しくは当局又はこれらの

構成員(その家族を含む。)若し
くは被用者の行為(日本の国籍の

みを有する被用者にあつては、職
務執行中の行為に限る。)をいう。

2 この法律で「被害者」とは、連
合国占領軍等の行為により死亡

し、又は身体に損害を受けた者で
その死亡し、又は損害を受けた当

時において日本の国籍を有してい
たものをいう。

3 この法律で「見舞金」とは、国
が、連合国占領軍等の行為による

死亡又は身体に損害について、被
害者又はその遺族に対してこの法

律の施行前に行政措置に基づいて
支給した死亡見舞金、障害見舞

金、療養費及び打切療養費をい
う。

4 この法律で「基準月額」とは、
労働省において作成した昭和三十

五年一月の毎月勤労統計における
全産業の労働者一人当たりの平均

(給付金の支給を受ける権利)

第三条 国は、被害者又はその遺族
でこの法律の施行の日(給付金の

支給事由の生じた日)がこの法律の
施行の日後であるときは、その支

給事由の生じた日)において日本

の国籍を有するものに対し、給付
金を支給する。ただし、国におい

て被害者の死亡又は身体に損害
がその者又は第三者の故意又は重

大な過失に起因するものであるこ
とを証明したときは、この限りで

ない。

(給付金の支給の請求)

第四条 給付金(打切給付金を除
く。以下この条、次条及び第十八

条において同じ。)の支給を受け
ようとする者は、総理府令で定め

るところにより、調達局長を経由
して、調達庁長官に給付金の支給

を請求しなければならない。

(認定)

第五条 給付金の支給を受ける権利
の認定は、前条の請求に基づい

て、調達庁長官が行なう。

2 調達庁長官は、前項の規定によ
り認定を行なうに当たつては、そ

の定めるところにより、あらかじめ
、調達局長をして被害者給付金

審査会に諮問させなければならない。

(被害者給付金審査会)

第六条 調達局長に、附屬機関とし
て、被害者給付金審査会(以下「審

査会」という。)を置く。

2 審査会は、調達局長の諮問に応
じ、当該調達局長の管轄区域内にお

けるこの法律の規定による給付金
の支給に関する重要事項について

調査審議する機関とする。

3 審査会は、委員七人以内で組織
する。

4 委員は、関係行政機関の職員及
び学識経験のある者のうちから調

達局長が任命する。

5 審査会に、学識経験のある者の
うちから任命された委員の互選に

より、会長一人を置く。

6 会長は、会務を総理する。

7 この法律に定めるものを除くは
か、審査会の組織、所掌事務、委

員の任期その他審査会に關し必要
な事項は、政令で定める。

(他の給付との関係)

第七条 この法律の規定による給付
金の支給は、同一の事由につき、

健康保険法(大正十一年法律第七
十号)、労働基準法(昭和二十二

年法律第四十九号)、労働者災害
補償保険法(昭和二十二年法律第

五十号)その他政令で定める法令
に基づいて療養の給付その他この

法律の規定による給付金に類する
給付が行なわれたときは、その価

額の限度において、これを行なわ
ない。

第二章 給付金の種類及び支
給

(給付金の種類)

第八条 給付金の種類は、次に掲げ
るものとする。

一 療養給付金

二 休業給付金

三 障害給付金

四 遺族給付金

五 葬祭給付金

六 打切給付金

(療養給付金の支給)

第九条 連合国占領軍等の行為によ
り負傷し、又は疾病にかかり、こ

の法律の施行前に当該負傷又は疾
病に關し療養をした場合において

は、その被害者には、療養給付金
を支給する。

2 前項の規定により支給する療養
給付金の金額は、政令で定める基

準に従い、調達庁長官が定める金
額とする。

3 第一項の規定によるほか、連合
国占領軍等の行為により負傷し、

又は疾病にかかり、この法律の施
行後に当該負傷又は疾病に關し療

養をする場合においては、その被
害者には、療養給付金を支給す

る。

4 前項の規定により支給する療養
給付金の金額は、療養に要する費

用の金額とする。

5 第一項、第三項及び前項の規定
による療養の範囲は、次に掲げる

ものであるとて、療養上相当と認め
られるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

7 第一項の規定により支給する療
養給付金の金額は、この法律の施

行前にその療養につき療養給付金
又は打切給付金に相当する見舞金

が支給されている場合において
は、第二項の規定にかかわらず、

同項の規定による療養給付金の金
額から当該見舞金に相当する金額

を控除した金額とする。

(休業給付金の支給)

第十条 連合国占領軍等の行為によ

り負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に關し療養をした場合において、その療養のため勤勞による収入（自家營業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかったときは、その被害者には、その勤勞による収入を得ることができなかった期間につき、休業給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

3 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に關し療養をする場合において、その療養のため勤勞による収入を得ることができないときは、その被害者には、その勤勞による収入を得ることができない期間につき、休業給付金を支給する。

4 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、その勤勞による収入を得ることができない期間一日につき基準日額の百分の八十に相当する金額とする。

5 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、その勤勞による収入を得ることができない期間一日につき基準日額の百分の八十に相当する金額とする。

（障害給付金の支給）

第十二条 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、その被害者には、障害給付金を支給する。

2 障害給付金の金額は、別表に定める障害の等級に応じ、基準日額

に同表に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

4 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

5 前項の規定による障害給付金の金額は、それぞれの身体障害に應ずる等級による障害給付金の金額を合算した金額とせるときは、当該合算した金額とする。

6 すでに身体障害のある者が、連合国占領軍等の行為による負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害給付金の金額は、従前の障害に應ずる障害給付金の金額を控除した金額とする。

7 障害給付金の金額は、この法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金支給されている場合においては、第二項、第五項又は前項の規定にかかわらず、これらのそれぞれの規定

による障害給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

（遺族給付金の支給）

第十二条 連合国占領軍等の行為により死亡した場合においては、その被害者の遺族には、遺族給付金を支給する。

2 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかりこれによらないで死亡し、又は連合国占領軍等の行為による特別の事情に關連して死亡した場合において、調達庁長官がその死亡を連合国占領軍等の行為による死亡と同視すべきものと認定したときは、その死亡した者の遺族には、遺族給付金を支給する。

3 この法律の規定の適用については、前項に規定する特別の事情に關連して死亡した者は、被害者とみなす。

4 遺族給付金の金額は、基準日額の千日分に相当する金額とする。ただし、被害者の死亡の当時、その者に勤勞による収入がなく、かつ、その年齢が十五歳未満である場合においては、その金額の二分の一に相当する金額とする。

5 遺族給付金の金額は、この法律の施行前にその死亡につき遺族給付金に相当する見舞金支給されている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による遺族給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

（遺族給付金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第十三条 遺族給付金の支給を受け

るべき遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除くものとする。

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被害者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、この法律の施行の日（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日）において日本の国籍を有していたものとみなす。

（遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位）

第十四条 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

一 配偶者（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日前である場合において、その死亡の日以後この法律の施行の日前に、被害者の二親等内の血族（以下この項において「遺族」という。）以外の者として婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つておりと認められる場合を含む。）し、又は遺族以外の者の養子となつた者を除く。）

二 子（この法律の施行の日（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日の翌日以後であるときは、その死亡の日。以下この項及び次項において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

2 前項の規定により遺族給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者がこ

でこの法律の施行の際現に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の際までに三年を経過し、又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、その被害者には、切切給付金を支給することができる。同条第三項の規定により療養給付金の支給を受けるべき被害者でこの法

2 第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位について準用し、第十四条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合について準用する。

(給付金の支給を受ける権利の受給)

(政令への委任)
第二十一条 前二条に定めるもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

- 2 前項の規定により当該職員がその職権を行なう場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

(昭和二十年九月一日以前の終戦に伴う連合国軍隊等の行為による被害者に対する適用)

2 昭和二十年八月十五日から同年九月一日までの間の本邦（政令で定める地域を除く。）内における

終戦に伴う連合国の軍隊又はその構成員若しくは被用者の行為により死亡し、又は身体に損害を受けた者でその死亡し、又は損害を受けた当時において日本の国籍を有していたものについては、その行為を連合国占領軍等の行為とみなし、そのものを被害者とみなして、この法律の規定を適用する。

3 調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)

の規定に基づき、給付金を支給すること。

第七号第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 第四条第十七号の三に規定する給付金に関すること。

本則中第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 調達局に、附属機関として、被害者給付金審査会を置く。

2 被害者給付金審査会については、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の定めるところによる。

障害の等級	日	数
第一級	一三〇日	一
第二級	一一〇日	二
第三級	一〇〇日	三
第四級	九〇日	四
第五級	八〇日	五
第六級	七〇日	六
第七級	六〇日	七
第八級	五〇日	八
第九級	四〇日	九
第十級	三〇日	十
第十一級	二〇日	十一
第十二級	一〇日	十二
第十三級	五〇日	十三
第十四級	五〇日	十四

備考 この表における障害の等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願(第二九九八号)(第三〇〇一号)

一、暫定手当の地域差撤廃等に関する請願(第二九九九号)

一、教職員の給与引上げ等に関する請願(第三〇〇〇号)(第三〇〇四六号)

一、公務員の給与引上げ等に関する請願(第三〇〇四号)(第三〇〇五号)(第三〇〇六号)(第三〇〇四二号)(第三〇〇四三号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第三〇四五号)

第二九九八号 昭和三十五年五月十一日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願 請願者 東京都中野区富士見町五三 谷梅子外一名

紹介議員 黒川 武雄君

軍人恩給の加算制復元については、恩給所要額の激増する昭和三十七年以降にゆずり、とりあえずおそくとも昭和三十六年一月から、(一)加算制復元に伴ない遺族扶助料受給資格者(遺族の孤児を優先的に)となるものについて、特例の援護措置を講ずること、(二)七十才以上の老令者並びに傷病者未亡人に対し、文武官を通じ一万五千円ペリスを完全実施すること、(三)七十才以上の老令旧軍人並びに傷い軍人、未亡人に対する号俸低下は、これを廃止すること等の実現するよう恩給法を改正せられたいとの請願。

第三〇〇一号 昭和三十五年五月十一日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願 請願者 高知市西町一三三 井上むつ子外一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二九九八号と同じである。

第二九九九号 昭和三十五年五月十一日受理

暫定手当の地域差撤廃等に関する請願 請願者 京都府相楽郡和束町湯船 堀見光夫外九十五名

紹介議員 矢嶋 三義君

暫定手当の支給地域の等級差を撤廃し、公立学校に勤務する全教職員に対して、現行の最高級地額を支給し、かつ、これが本俸繰入れをすみやかに実施する法律の一部改正を行なわれたいとの請願。

第三〇〇〇号 昭和三十五年五月十一日受理

教職員の給与引上げ等に関する請願 請願者 京都府熊野郡久美浜町字島一〇〇 竹中幸子外百二十一名

紹介議員 矢嶋 三義君

教職員の給与を引き上げ、その教育効果と労働意欲の向上を図るため、教職員全員に対して一律三千円プラスアルファの賃金引上げを実施するよう、今国会において一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を行なわれたい。また、日本の低賃金構造を打破し、業者間協定によらず、政府の責任において全国一律八千円の最低賃金制

を確立するため、最低賃金法の一部改正を実施せられたい。さらに、暫定手当の支給地域の等級差を撤廃し、公立学校に勤務する全教職員に対して、現行の最高級地額を支給し、かつ、これが本俸繰入れをすみやかに実施するため、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を行なわれたいとの請願。

第三〇〇四号 昭和三十五年五月十一日受理

公務員の給与引上げ等に関する請願 請願者 佐賀県小城郡三日月村江別 中野一

紹介議員 佐多 忠隆君

現在公務員の賃金は低劣をきわめ、民間賃金と比較しても大きな格差があり、憲法の保障する健康で文化的な生活「を営むことも困難な実情であるから、(一)公務員の基本賃金を一律に三千円引き上げること、(二)行政職(海軍職)、医療職、及び(三)に該当する職員は、はなはだしく身分的差別を受けているから、これらの俸給表を撤廃して、全俸給表を等級に關係なく通し号俸とし最短期間の昇給ができるよう改めること、(三)給与の不均衡を是正すること、(四)暫定手当を本俸にくりいれることは、既に国会において付帯決議がなされており、又物価の地域差も漸減

教職員の給与引上げ等に関する請願 請願者 京都府熊野郡久美浜町久美浜町立高龍中学校内 山口彌男外十八名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇四号 昭和三十五年五月十一日受理

公務員の給与引上げ等に関する請願 請願者 佐賀県小城郡三日月村江別 中野一

紹介議員 佐多 忠隆君

現在公務員の賃金は低劣をきわめ、民間賃金と比較しても大きな格差があり、憲法の保障する健康で文化的な生活「を営むことも困難な実情であるから、(一)公務員の基本賃金を一律に三千円引き上げること、(二)行政職(海軍職)、医療職、及び(三)に該当する職員は、はなはだしく身分的差別を受けているから、これらの俸給表を撤廃して、全俸給表を等級に關係なく通し号俸とし最短期間の昇給ができるよう改めること、(三)給与の不均衡を是正すること、(四)暫定手当を本俸にくりいれることは、既に国会において付帯決議がなされており、又物価の地域差も漸減

請願者 佐賀県三養基郡三根村
字六田 松永いつよ外
一名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第三三八五号と同

第三五四号 昭和三十五年五月十八日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する諸願
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通

り一ノ二四 渋川八重
外一名

紹介議員 青柳 秀夫君

第三回 召山三

第三四十七号 昭和二十五年五月十八日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 兵庫県朝来郡和田山町
和田山 兵衛

和田山 洪隆
紹介議員 岸田 幸雄君

三國にわたる恩結法の改正にもがかわ
らず、終戦まで献身奉公したいわゆる
赤心志士者は、完全な過去の義務と具

赤穂浪士は、完全に旧法の義務を果しながら加算制廃止のため失権のまま

放擲されているか、これにはなほたふ合理的なことであるから、これら旧軍人の山草則と夏希三公立は恩令多合資

の加算制を復活して公平な恩給受給資格を与えるよう、本国会においてこれ

か法制化を実現せられたことの誇り

昭和三十五年六月三日印刷

昭和三十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局